

国際的な情報交換及び透明化のための取組み

April 2020



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2020 年 2 月時点で、世界 91 ヶ国に業務を展開し、40,400 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

日本及び中国においては 2018 年から銀行口座情報に係る国際的な情報交換が実施されています。今回はこの情報交換の仕組みを解説し、その目的とするところ及び変遷を紹介するとともに、これらが皆さんにどのような具体的影響を与えうるものかについて説明したいと思います。

国際的情報交換制度とは？

国際的情報交換制度とは、近年の大きな潮流で、経済のグローバル化、デジタル化による環境変化に対応しつつ、各国の利害が共通する範囲において、効率的な行政執行を目的とし、多数の国家により組織的に行われる情報交換といえるでしょう。

租税関連以外にも、マネーロンダリング、外為（外国投資）に関するものなどがあり、それぞれが有機的に関連していることから、必ずしも完全に分離して議論することはできないといえますが、今回は、理解容易化のために、租税関連のものに絞って解説を行います。

国際的情報交換の根拠法令とは？

国際的な活動実施には、その根拠が必要であり、租税に関しては以下のような国策間の取決めがこれに該当するといえます。

①2 国間租税条約

2 国間租税条約とは、国際的二重課税及び国際的二重非課税の排除を目的として、2 国間で結ばれる条約をいいます。

②2 国間情報交換協定（Tax Information Exchange Agreements: TIEAs）

2 国間情報交換協定とは、2 国間租税条約の一種で税務に関連する情報を交換することを主たる目的として締結される目的限定型の租税条約です。

OECD により 2 国間モデル協定が作成されており、現在では数多くの情報交換協定が締結されています。

③多国間条約（多国間税務行政執行共助条約）

多国間条約は 3 か国以上の国家間で締結される条約をいい、税務行政執行共助条約は、締約国間で租税に関する情報交換等を相互に行うことを目的とした多国間条約です。

この条約は、経済のグローバル化や金融取引の進展で、海外に資産を分散する動きが広まったことに対応するために、1988 年に、欧州評議会加盟国および OECD 加盟国を対象として作成された条約を基礎に、透明性および情報交換に関して国際的に合意された基準を統合させることにより、欧州評議会または OECD 加盟国以外の国へも開放することを目的として 2010 年に改定されました。

④共同声明

国家間の共同声明により実施する情報交換であり、米国の FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明が該当します。これは、国際的情報交換にかかわる法的根拠を直接的に与えるものではないといえます。

⑤国際間の行政当局間取決め

一般的には、上述の条約について、より具体的な内容について行政当局間の取決めがなされることが一般的です。

また、日本における「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（実特法）」8 条の 2 では、財務大臣に対し、行政取極に基づき情報提供を行う権限を付与しています。これについて、実特法の定める要件を満たすことを条件として、国会の承認を要しない行政取極のもとでも情報提供を行うことができるものと解釈されていることから（大蔵財務協会[2010]538 ページ）、国際間の行政当局取極自体も、国際的情報交換の法的根拠となるものと考えられます。但し、実際にはこのような形での行政取極締結はまだ報告されていないものといわれています。

このような情報交換にあたり、従来の国内法の執行に基づいて入手することのできない情報が必要となる場合には、これらに対応する国内法の整備が必要となります。具体的には、平成 27（2015）年度税制改正における金融機関による非居住者に係る口座情報の報告制度創設などが該当します。

情報交換の類型

①自動的情報交換(Automatic Exchange of Information: AEOI)

個別的な要請を待たずして、金融資産の出入りや法人の所有者などに関する情報を組織的・継続的に交換し共有するもの。

②要請に基づく情報交換(Exchange of Information on Request: EOIR)

ある国の要請に基づいて、別の国が課税情報を提供するものであり、条約締約国の権限のある当局（competent authority）が、条約相手国の権限のある当局に対して、個別に情報の提供を要請するもの。

③自発的情報交換（Spontaneous Exchange of Information）

ある締約国が知り得た情報の中で、別の締約国が関心をもつであろう情報を、自発的に別の締約国に知らせるもの。

この中で中心となるのは AEOI であり、これには以下のようなものが含まれます。

①共通報告基準（Common Reporting Standard: CRS）

共通報告基準とは、自動的情報交換（AEOI）の対象となる非居住者の金融口座情報の交換を各国で共通化することを目的とした国際基準です。これにより、金融機関の事務負担を軽減しつつ、金融資産の情報を各国税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを可能としています。

一般に、AEOI という場合にはこれを指すことが多いものといえます。

②外国税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act :FATCA）

外国税務コンプライアンス法は、2010 年 3 月に成立した米国の法律であり、米国 IRS（内国歳入庁）が米国から見た外国金融機関（Foreign Financial Institution: FFI）に対して米国人口座情報の提供を求めるものです。

FATCA そのものは米国国外に対して直接の法的強制力はないものの、FATCA の要求する口座情報の提供を行わない外国金融機関（FFI）に対しては、その米国源泉所得について懲罰的源泉課税（税率 30%）を課すものとされているため、米国と取引のある多くの外国金融機関（FFI）は懲罰的源泉課税を免れるために、FATCA に対応せざるを得ない状況となっています。

③国別報告書

国別報告書とは、前年連結売上 750 百万ユーロ以上の企業グループに対してその作成及び課税当局への提出が求められ、グローバル利益及び税額の国別配分が記載されています。課税当局側は自動的情報交換によりこれらの情報を共有することが求められています。

④法定調書により把握した非居住者等への支払等

日本課税当局は、従来から利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等の非居住者等への支払についての情報を、受領国の税務当局へ送付しています。

以下では、AEOI の中心といえる CRS を前提として解説します。

CRS（金融口座情報に係る情報交換）の目的

居住者に係る全世界所得納税義務を申告納税制度を前提として遂行するためには、国外で稼得される財産及び所得について、納税者による申告情報の信頼性を確認する何らかの制度が必要となるといえます。しかしながら、自国の税務職員が他国において質問検査権を行使するには、国際法上の限界があります。そこで、各国の利益が共通する範囲内において、当局間で情報を交換しようとするものです。

従って、情報交換は国外財産の申告制度と対となり初めてその目的を達するものであり、日本においては平成 24 年度税制改正による国外財産調書制度の創設がこれに当たるものといえます。

日本における AEOI

平成 27（2015）年度の非居住者に係る口座情報報告制度創設を経て、平成 30 事務年度（平成 30 年 7 月～令和元年 6 月）に実施された CRS においては、日本の非居住者に係る金融口座情報約 9 万件を 58 か国・地域に提供した一方、外国税務当局から日本の居住者に係る金融口座情報約 74 万件を 74 か国・地域から受領しています。

また、2019 年 9 月に実施された日本にとって 2 回目となる CRS 情報の自動的情報交換において、令和元年 11 月末時点（令和元年 7 月～11 月）で、日本の非居住者に係る金融口座情報約 47 万件を 64 か国・地域に提供し、一方、日本の居住者に係る金融口座情報約 189 万件を 85 か国・地域から受領しています。

中国における AEOI

中国においても、2017 年 5 月に財政部、国家税務局、中国人民銀行、保険監督管理委員会、銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会の共同名義で、《非居民金融账户涉税信息尽职调查管理办法》が公布され、この中で金融機関は 2017 年 6 月 30 日時点の既存口座を特定し、デューデリジェンスを実施して情報収集を行わなければならないものとされました。その後、金融機関は 2017 年 7 月 1 日から、新規開設した口座に対するデューデリジェンスをスタートするとともに、新規口座開設に必須の条件の一つとして中国における税法上の居住者身分についての声明文書を入手するものとされました。

これらの情報を受け中国課税当局は 2018 年 9 月に 57 か国・地域との間で情報交換を実施したものとされています。さらに、その他既存の低額個人金融口座及びその他既存の法人金融口座に対し、デューデリジェンス及び情報収集を実施し、2019 年 9 月に第 2 回目の情報交換を実施したものとなっています。

中国においては、現時点において、その社会的要請が形成されていないものといえ、日本における外国財産調査制度、または、米国における FBAR に相当するような制度はなく、従って、情報交換の実質的目的はないものともいえるでしょう。

日本の駐在員の方では、日本側で非居住者、中国側で居住者となることから、理論的には CRS により日本での金融口座情報が中国当局側に送付されることとなり、これには銀行利子または配当等の情報も含まれることが想定されます。

従って、中国における年度申告に際して国外所得年度自己納税申告書（B 表）において国外所得を申告することが妥当といえます。ただ、現実には、税務上の居住者判定と金融機関等における居住地国判定とは必ずしも一致しているとはいえないことから、日本の情報が中国課税当局に送付されていない場合もあるものと想像されます。

さらに、中国においては、中国国内に住所を有しない個人で、中国国内居住累計 183 日以上が連続 6 年に満たない場合は、主管税務機関への届出により、国外源泉所得のうち国外単位または国外個人支給による所得については個人所得税納税を免除するものとされ、中国国内の機構又は個人により支払われるものについてのみ納税義務を負うものとされています。

但し、実務上は、当該税務機関への届出はほぼ受けられておらず、当該届出がなくとも免税扱いされている場合も一般的といえますが、この判断については、十分な注意をもって行っていただく必要があるといえるでしょう。

このように既に多くの国において、課税当局による国外財産の自己申告と課税当局間の国際情報交換により取得された情報との照合が開始されています。

従って、各国における申告時には、国内財産だけでなく、国外財産についても十分な注意を払う必要があるといえるでしょう。

以上

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn